

## 経済産業省における取組紹介

2012年10月11日

経済産業省  
商務情報政策局  
情報処理振興課

### クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン

経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry

#### 背景

クラウド利用におけるセキュリティ上の不安の払拭、クラウド利用者はクラウド事業者に対し情報セキュリティ監査及びJIS Q 27001ベースのセキュリティ管理を望んでいる等の声を背景として、それらを払拭し、クラウドサービスの利活用を促進するために策定。

#### 目的

本ガイドラインを情報セキュリティ管理、及び情報セキュリティ監査に活用することにより、クラウド利用者とクラウド事業者における信頼関係の強化に役立てることを目的とする。

#### 構成・特徴

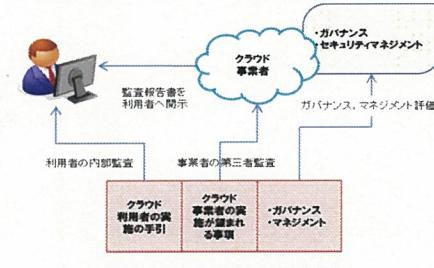
- ◆クラウドサービスを利用することにより生ずるリスクの変化に対応するために、JIS Q 27002の管理策に、「クラウド利用のための実施の手引」と「利用者のためにクラウド事業者による実施が望ましい事項」を追加する形で提示。
- ◆クラウド利用者の視点を前面に、日本のクラウド事業者にも配慮。
- 国際的な情報セキュリティ標準(ISO/IEC27002)の項目毎に利用者視点で整理。

#### 対象

- ◆本ガイドラインは、JIS Q 27001:2006に基づき、情報セキュリティマネジメント及びマネジメントシステムに取り組んでいる、クラウドサービスの利用者組織を主な対象とする。
- ◆組織事業の基礎を成す情報資産の多くをクラウドサービスに委ねる組織を対象とする。

#### 国際標準化

2010年10月に独ベルリンにて開催されたISO国際会議(ISO/IEC SC27)にて、日本より国際化の提案を実施。ISO/IEC 27017として標準化策定中。



### SaaS向けSLAガイドライン（クラウドサービスレベルのチェックリスト）

- SaaSやクラウド市場が拡大する中、オンラインアプリケーションにおける懸念事項の払拭、サービス提供者とユーザ間のSLA(Service Level Agreement)に係る合意形成、適切な取引確保に向けた「SaaS向けSLAガイドライン」を2008年1月に策定。
- 上記をベースに、クラウドサービスにおいて当事者間で事前に確認しておくことが望ましい項目を列挙した「クラウドサービスレベルのチェックリスト」を公開(2010年8月)。

#### 【クラウドサービスレベルのチェックリスト】

SaaSの定義及び特徴等を解説

具体的な適用分野と利用事例、分野横断で共通する注意事項の解説

SLAに関する解説、及び具体的な設定例を含めたSLAのモデルケースの提示

SLAに関して、情報セキュリティに主眼を置いて確認すべき事項の解説

SaaSの利用者側がサービス導入に当たり、検討すべき事項の解説

アプリケーション運用、サポート、データ管理、セキュリティというカテゴリで、詳細なサービスレベル項目、規定内容、設定例を一覧化

### 日米インターネットエコノミー政策対話 — クラウドWG

- 2010年6月、日米政府間で、クラウドコンピューティング技術の普及、ネットワークの中立性及び通信の自由の重要性及び商用ネットワークのサイバーセキュリティなど、インターネットエコノミーに関する幅広い政策課題に係る政策協力の枠組みとして、インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話を設置。
- 参加府省：(日本側) 総務省、外務省、経済産業省、内閣官房情報セキュリティセンター (米国側) 国務省、商務省、連邦通信委員会(FCC)
- 第1回(2010年11月)@東京、第2回(2011年6月)@ワシントン、第3回(2012年3月)@東京、第4回(2012年10月)@ワシントン
- 第3回会合において、特に、クラウドコンピューティングの健全な発展に向けた政策課題について議論するためのクラウドコンピューティングWGを設置。

#### 【クラウドWGの活動状況】

- 民間作業部会(経団連、在日米国商工会議所(ACCJ))にて、クラウドコンピューティングをめぐる課題をとりまとめ。
- 上記をベースとし、日米政府間でのアジェンダの検討、今後の協力の在り方について議論を実施。
- 特に、技術標準・相互運用性に関連したワークショップを開催し、日米の標準化に対する取組状況の共有、クラウド標準化ロードマップ(NIST SP500-291)のブラッシュアップを実施。
- プライバシー、政府調達、セキュリティ等のクラウドに関連するその他の取組については、日米インターネットエコノミー政策対話の中での対応を予定。

## ● 2011年の電力使用制限、2012年の節電要請において、データセンターは制限緩和対象

### 制限緩和対象の需要設備

#### ○安定的な経済活動・社会生活に不可欠な需要設備

##### ①24時間・365日電力使用の変動幅がほぼフラットな需要設備

- 情報処理システムに係る需要設備(例:データセンター、金融機関、航空、通信関係のシステム)
- クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備

※電力使用の変動幅と削減率

変動幅 10%未満:	削減率0%
10%以上15%未満:	削減率5%
15%以上20%未満:	削減率10%

##### ②人流・物流等への影響が大きく電力の使用時間帯が変えられない需要設備

###### i )交通関係

- 鉄道一般 12時～15時: 削減率15%、その他の時間帯: 削減率0%、 ● 東北・長野・上越・東海道新幹線、青函トンネル: 削減率0%
- ローカル路線 片道3本／時: 削減率0%、片道4.5本／時: 削減率5%(9時～12時、15時～20時は0%)

###### ii )航空関係

- 航空保安施設: 削減率5%、 ● 空港ターミナルビル: 削減率5%

###### iii )物流関係

- 定温倉庫、貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫、一定の冷蔵室を有する食料・飲料卸売業: 削減率5%
- 中央・地方卸売市場: 削減率5%、 ● 港湾運送等に係る需要設備: 削減率5%

###### iv )宿泊関係

- ホテル・旅館: 削減率10%

###### v )エネルギー供給関係

- 発電のためのガス供給等に係る需要設備: 0%、 ● 発電所等に送水する工業用水: 5%

###### vi )その他

- 一般紙の夕刊印刷工場 12時～15時: 削減率0%、その他の時間帯: 削減率15%

- 夕刊紙の印刷工場 10時～12時: 削減率0%、その他の時間帯: 削減率15%